

【 入学前採用奨学金 】

2024(令和6)年度 佐賀女子短期大学学生支援事業 新井正和修学支援奨学金 募集要項

1. 趣 旨

新井正和修学支援奨学金は、将来、日本とアジアの懸け橋となるような学生を支援したいという、株式会社三田川ホルモン 社長 新井正和氏のご意向から、同氏の寄附金により創設された佐賀女子短期大学独自の支援制度です。

本学への入学を希望し、経済的に進学困難で、アジアをはじめとする国際社会に関心をもつ高校生等を、入学前に奨学生候補者として採用し、入学後は安心して学業に専念できるように支援するための奨学金を給付します。

2. 応募資格 次の(1)～(4)のすべてに該当する者

- (1) 日本国内の高等学校若しくは中等教育学校を令和6年3月に卒業見込の者、又は令和5年3月に卒業した者（令和4年度～令和5年度の間で卒業した者も対象とします。）
- (2) 令和6年4月に佐賀女子短期大学に入学を希望する者（一般選抜A日程・大学入学共通テスト利用I期での入学者）
- (3) 学業成績（高等学校等の第1年次から申込時までの全履修科目の評定平均値）が3.5以上の者
- (4) 経済的事情により大学入学後の修学が困難である者（※）

※ 経済的事情については、家計支持者（父母等）の年収・所得の合計金額から、世帯人数（家計支持者が扶養する家族の人数）や世帯にいる就学者、身障者や要介護者の人数等に応じて本学が定める特別控除額を差し引いた額をもとに算定します。

3. 採用人数 5名程度

4. 支援内容 月額2万円（返還不要）の奨学金

5. 支援期間 原則として1年間

6. 募集期間 令和6年1月9日(火)～令和6年2月3日(土)（必着）
（一般選抜試験A日程の受験者は試験日2月3日(土)に持参可）

7. 応募方法 次の①～③の書類を入学願書とともに専用の封筒で提出してください。
（別送の場合は下記提出先に問い合わせてください。）

- ①奨学生願書・・・「世帯構成」の所得欄は「記入例」を参照して記入してください。
- ②父母両方（又は父母に代わる家計支持者）の収入に関する書類、所得証明書を提出してください。（最新のもの。）
- ③学修計画書（校内外の活動について、受賞、資格及び報告書等の書類は添付不要）

8. 提出先 〒840-8550 佐賀県佐賀市本庄町大字本庄1313番地
佐賀女子短期大学 学生支援課 電話0952-23-5145

9. 選考及び結果通知

申請書類による選考を行い、選考結果は、合格通知に同封します。

「奨学生候補者」に採用された方は、佐賀女子短期大学に令和6年4月に入学した際に奨学生に採用されます。

「奨学生補欠候補者」に採用された方は、佐賀女子短期大学に令和6年4月に入学し、さらに4月の時点で奨学生に欠員が生じた場合に、欠員数に応じて奨学生に採用されます。

10. 他の奨学金との併給の可否

日本学生支援機構の奨学金や地方公共団体・民間奨学団体等の学外の奨学金との併給は可能です。

なお、他の奨学金の方針により、本奨学金と併給ができないことがあります。その際には、いずれかの選択が必要です。併給について質問がある場合は、それぞれの書類提出先の窓口へお問い合わせください。

11. 奨学金支給時期 5月及び11月に6ヶ月分を支給します。

12. 奨学生の義務

- (1) 支援を受けた奨学生は年度末（3月末）までに成績証明書及び活動報告書を提出すること。（寄付者に報告されます。）
- (2) 寄附者との懇談会等が開催される場合は、原則、出席すること。
- (3) 学籍異動その他重要な事項について変更があるときは、直ちに大学に届け出ること。

13. 奨学金の廃止

奨学生が次のいずれかに該当する場合は、その事由の生じた月以降の奨学金の給付を取り止めることとします。また、その事由の生じた月に遡り、奨学金の返還を求めることがあります。

- (1) 申請時の願書の記載内容等に虚偽等があることが判明したとき
- (2) 奨学生の学業又は資質向上に係らない事由により休学したとき
- (3) 退学又は除籍により学籍を失ったとき
- (4) 学業成績又は素行が奨学生として相応しくない状態になったとき
- (5) 前条に定める奨学生の義務を履行しなかったとき

14. 奨学金の休止

奨学生の学業又は資質向上に係わる事由により休学する場合は、奨学金の給付を継続することとし、奨学生からの申し出により奨学金の給付を中断し、復学後に再開することができます。